

石川県



今行ける能登

団体旅行応援キャンペーン



<旅行事業者> 取扱マニュアル

令和8年1月19日版

「今行ける能登」団体旅行応援キャンペーン事務局

〒920-0961 石川県金沢市香林坊1丁目2-24 香林坊プラザ7F

TEL 076-282-7710

FAX 076-282-7788

メール noto-bus@bsec.jp

受付時間 平日9:15~17:45 (土・日・祝日休み)

URL <https://imaikeru-noto.pref.ishikawa.jp/>

基本要綱

事業名称	「今行ける能登」団体旅行応援キャンペーン
目的	本事業は、能登の宿泊施設や観光施設が徐々に再開するなか、まとまった規模の誘客が期待できる団体旅行の商品造成を支援するとともに、旅行参加者に能登で利用できる買い物クーポンを付与することで、能登の観光需要の喚起、応援消費の促進を図ることを目的とする
用語の定義	「能登12市町」…珠洲市、輪島市、能登町、穴水町、七尾市、志賀町、羽咋市、中能登町、宝達志水町、かほく市、津幡町、内灘町
助成対象者	県内外の旅行事業者 ※宿泊施設単体での申請は不可
助成条件	P2を参照
助成額	基本助成額、宿泊加算額及び買い物クーポンの3区分により構成 ・詳細はP3～4参照
①基本助成額 (バス代等助成)	能登12市町周遊1日あたり最大6万円/台 <助成対象経費> 運転手付の貸切バス・ジャンボタクシー等の借上費(税抜) ※能登12市町の観光に利用するものに限る ※助成対象経費の1/2を上限とする
②宿泊加算額	金沢市以外の石川県内に宿泊1泊あたり3万円/台 ※宿泊加算額は定額支給とする
③買い物クーポン (電子クーポン)	能登12市町周遊1日あたり4千円/人 ■利用店舗:能登12市町の買い物クーポン加盟店 ■利用期限:令和8年8月31日(月)
事業期間	令和8年3月1日(日)～令和8年7月31日(金) ※助成額の計算は能登12市町を周遊するバスの利用日を基準として行う ※助成対象期間外を含む旅行の場合は、旅行期間内に助成要件を満たす日程があれば助成対象とする 〔例〕7/31～8/1の1泊2日の旅行の場合 ・7/31の基本助成額及び宿泊加算額は対象、8/1の基本助成額は対象外 ※GW期間(5月2日～6日)は助成対象外とするが、以下の旅行は例外とする ①5/1に本県に宿泊する旅行について、5/2の基本助成額は助成対象とする ②5/6に本県に宿泊する旅行について、5/6の基本助成額及び宿泊加算額は助成対象とする
事務フロー	P5を参照
買い物クーポン詳細	P6～8を参照

助成条件について

1. 貸切バスやジャンボタクシー等(運転手付きの手配車)を利用し、能登12市町を周遊する8名以上の団体旅行であること



※乗務員・添乗員・旅行代金のかからない子どもを参加人数から除く

※インバウンドの旅行商品も対象とするが、申請者は日本国内に拠点があり、旅行商品の造成・手配等を自ら実施している旅行事業者に限るものとする

※旅行事業者以外からの申請は受け付けない

2. 旅行の行程の中で、能登12市町に所在する施設等を訪問すること

A・B両方の条件を満たすこと

- A:有料の入場・体験：「有料の観光施設（体験型観光含む）」「いしかわ震災学習プログラム」を1か所以上
- B:飲食・立ち寄り：「飲食店」「土産物店（道の駅など）」を1か所以上

※助成条件を満たすために訪問する「有料の入場・体験(1か所)」の利用料は、旅行代金に含めるものとし、買い物クーポンでの支払いは不可とする

※飲食店の利用においては、弁当・テイクアウトの購入も対象に含むものとする



3. 下記の旅行に該当しないこと

- ・修学旅行などの教育旅行
- ・国、自治体、公的団体が旅行費用を負担する会議、研修旅行
- ・宗教活動、政治活動を目的とした旅行

4. 石川県及び、国や他の地方公共団体が実施する他の助成事業との重複が無いこと

※石川県内の市町が実施する助成事業との重複利用は認めるが、助成額の算定においては、本来の助成対象経費から市町の助成額を差し引いた金額を県事業の助成対象経費とする

5. パンフレット等のPR販促物には、石川県による助成があること、1人あたりの買い物クーポン(電子クーポン)付与金額を明記すること

※記載例：本旅行は石川県から「今行ける能登」団体旅行応援キャンペーンの助成を得て企画しています。
本キャンペーンにより、旅行参加者には1人あたり〇〇円の買い物クーポン（電子）が付与されます。
※本キャンペーン及び「能登のために、石川のために 応援消費おねがいプロジェクト」のロゴマークのデータをキャンペーンHPに掲載していますので、ご自由にご利用ください。



キャンペーンロゴマーク



「能登のために、石川のために 応援消費おねがいプロジェクト」ロゴマーク

6. 旅行参加者が買い物クーポンを利用する際に、簡易なアンケートに回答いただく必要があることを、旅行参加者に事前に説明すること

7. 申請受付開始日(令和8年1月13日)以降に販売を開始した旅行商品であること

助成額について_①詳細事項

①基本助成額

能登12市町周遊1日あたり最大6万円/台

※能登12市町の観光を含まない日程は、基本助成額の対象外

(能登12市町の観光施設や土産店などに1か所でも立ち寄れば対象)

※基本助成額は、助成対象経費（バス等の借上費（税抜））の1/2を上限とする

(泊付の旅行で、日ごとのバス等の借上費が不明な場合は、借上げ日数で按分したものを1日あたりの費用とする)



②宿泊加算額

金沢市以外への宿泊は1泊あたり3万円/台を加算

※チェックイン日またはチェックアウト日のいずれかにバス等を利用する場合に加算

※宿泊加算額は定額支給とする

<上記①・②共通>

※助成金額の算定においては、一つの旅行商品につき助成する旅行の対象期間は7泊8日を上限とする

③買い物クーポン(電子クーポン)

能登12市町の周遊1日あたり4千円/人

利用期限:令和8年8月31日

※対象店舗は、暴力団関係、風営法の対象店舗などは対象外(スナック・バー等も含む)

※用途は、行政機関への支払い、換金性の高いもの（金券など）の購入などは対象外

※旅行人数に含めない乗務員、添乗員および旅行代金のかからない子どもには付与しない

<助成額計算例（バス代=10万円/日（税抜）、ツアー30人参加の場合）>

形態	1日目				2日目	
1泊2日	発地	能登北部 6万円 ①	4千円/人 ③	能登宿泊 3万円 ②	金沢 (宿泊施設から 金沢へ直行) ④	着地

①基本助成額（最大6万円/台）※助成対象経費（バス代10万円）の1/2が上限）

10万円×1/2=5万円の助成

②宿泊加算額は定額支給（3万円）

③ツアー参加者に買い物クーポンを付与 4千円×30人

④能登観光を含まないため2日目は助成対象外

●基本助成額 + 宿泊加算額 = 8万円

●クーポン(4千円)×30人 = 12万円

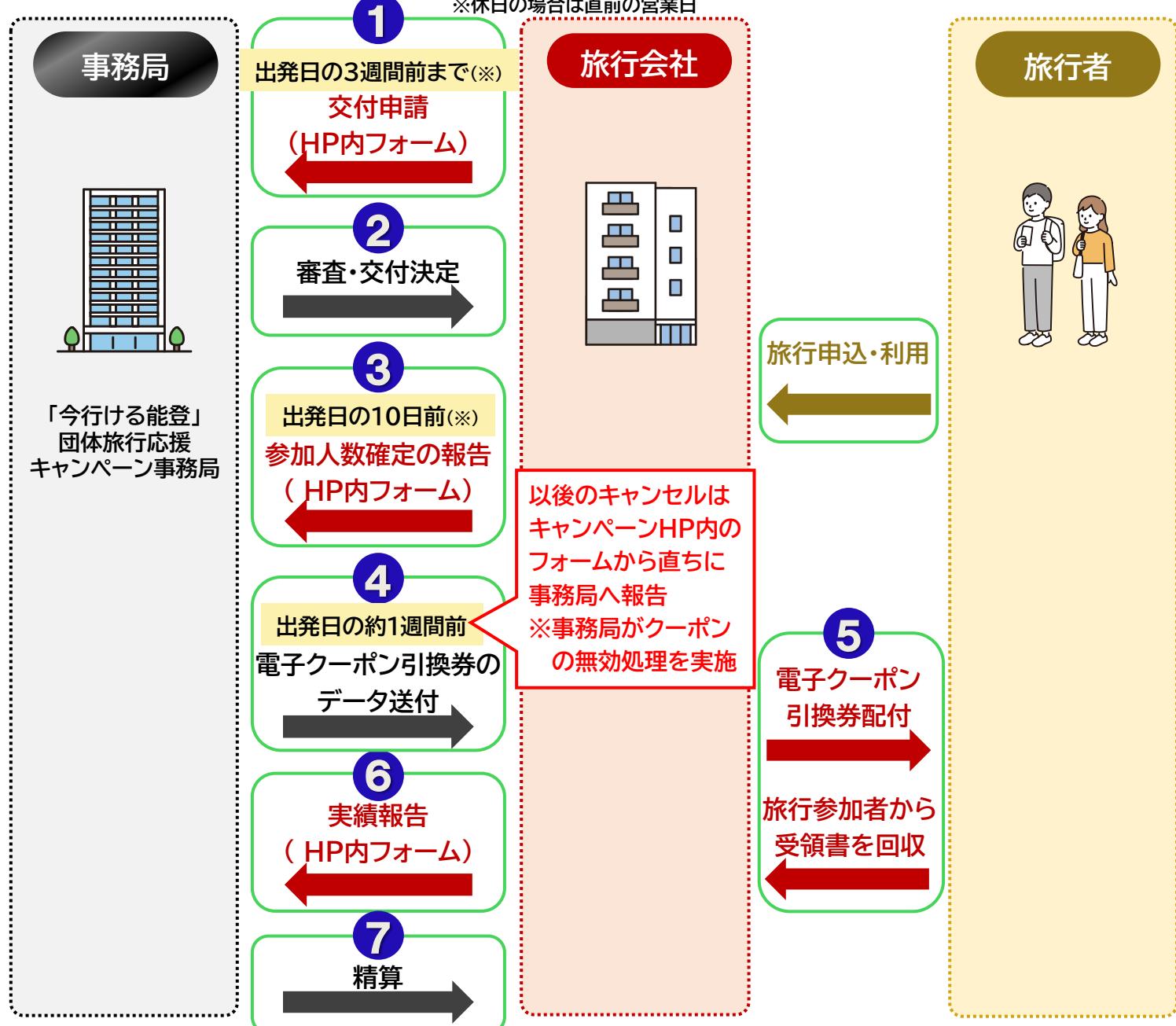
助成額について_②旅行パターン別助成額

助成額	クーポン付与額
6万円	3万円
基本助成額	宿泊加算額 ※最大

形態/ 助成額 (最大)	1日目		2日目		3日目	
日帰り ・助成6万 ・クーポン 4000円/人	発地	能登北部～南部 6万円 4千円/人	—	—	—	—
1泊2日 ・助成15万 ・クーポン 8000円/人		能登北部 6万円 4千円/人	能登宿泊 3万円	能登南部 6万円 4千円/人	—	—
1泊2日 ・助成9万 ・クーポン 4000円/人		能登北部 6万円 4千円/人	能登宿泊 3万円	※ 金沢 (宿泊施設から 金沢へ直行)	—	—
1泊2日 ・助成6万 ・クーポン 4000円/人		能登南部～金沢 6万円 4千円/人	※ 金沢宿泊	※ 金沢	—	—
1泊2日 ・助成9万 ・クーポン 4000円/人		能登南部～加賀 6万円 4千円/人	加賀宿泊 3万円	※ 加賀～金沢	—	—
2泊3日 ・助成24万 ・クーポン 12000円/人		能登北部 6万円 4千円/人	能登宿泊 3万円	能登北部 6万円 4千円/人	能登宿泊 3万円	能登南部～金沢 6万円 4千円/人
2泊3日 ・助成9万 ・クーポン 4000円/人		能登北部～金沢 6万円 4千円/人	※ 金沢宿泊	※ 金沢～加賀・白山	加賀宿泊 3万円	※ 加賀～金沢

※能登観光を含まない日程は、基本助成額及び買い物クーポン付与の対象外
 ※金沢市内に宿泊する場合は、宿泊加算額の対象外

事務フロー(登録申請～精算までの流れ)



旅行会社実施事務フロー(抜粋)

1 キャンペーンHP内の申込フォームから交付申請を実施

【添付書類】・バス会社等が発行した運送引受書 ※旅行出発日の3週間前を申請期限とする

3 4 5 参加人数確定の報告、電子クーポンの取得・お客様への配付

クーポン受け渡し方法:事務局がクラウド上の事業者毎のフォルダに電子クーポンデータを格納
→旅行会社がデータ取得、旅行当日にお客様へ配付・クーポン受領書を回収

6 キャンペーンHP内の申込フォームから実績報告を実施

【添付書類】・PR販促物の写し ・交通手段(請求書等写し) ・宿泊(請求書等写し) ・クーポン受領書
・有料の入場・体験(請求書等写し) ・飲食・立ち寄り(請求書等写し)
※土産物店の場合は訪問証明書様式(キャンペーンHPから取得)

※旅行参加人数について、キャンセル等の報告が無く、クーポンが不正利用された場合は、事務局から旅行会社に
対して当該不正利用分を請求する可能性があることに留意すること。

買い物クーポン(電子クーポン)について

使用期限	<u>旅行開始日から令和8年8月31日(月)まで</u>
取扱店舗	能登12市町の買い物クーポン加盟店 ・飲食店、土産物店等
買い物クーポン (電子クーポン) 引換券	<p>A4・片面・モノクロ／券種：3種類</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>4,000円券</p>  <p>受領書  4,000円券</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>8,000円券</p>  <p>受領書  8,000円券</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>12,000円券</p>  <p>受領書  12,000円券</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="width: 45%;"> <p>旅行者へ配付する部分 買い物クーポン 引き換える券 ※1人1枚</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>旅行者に受領サインをいたぐる受領書 ※要回収 ※1人1枚</p> </div> </div> <div style="border: 1px dashed green; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><電子クーポン券の合算について></p> <p>異なる券種同士での合算はできません × 例)4,000券+8,000券</p> </div>
買い物 クーポンの 配付について	<p>旅行会社または団体旅行の幹事が引換券を必要枚数出力し、 旅行当日に旅行客へ紙で配付（受領確認も実施）</p> <div style="border: 1px solid pink; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ●「買い物クーポンの利用手順」のチラシを旅行客にお渡しの上、クーポンの利用方法等をよくお読みいただけようご案内ください ●事前に簡易なアンケートに回答いただけ必要があることを必ずご案内ください </div> <p style="text-align: center;"><買い物クーポンの利用手順チラシ></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;">   </div>
配付及び ご使用に 関しての 注意事項	詳しくは、「今行ける能登」団体旅行応援キャンペーン 実施要項をご確認ください。

買い物クーポン(電子)の利用手順

1 電子クーポンを取得する



2 電子クーポンを利用する



◆電子クーポン引換券は、利用額を使い切るまで破棄しないようご注意ください
◆電子クーポン取得後に画面を閉じると、再度2次元コードの読み取りが必要になります

3 お支払い履歴の確認

お客様の電子クーポンTOP画面
もしくはお支払い完了画面にある
ボタンから、お客様自身での
【お支払い履歴の確認】が可能です。

電子クーポンTOP画面



または

お支払い完了画面



お支払い履歴 (利用履歴)



※実際の画面と異なる場合があります

「今行ける能登」団体旅行応援キャンペーンHP



発行元：石川県

注意点について

2次元コードのしくみと使い方

店頭に掲示される2次元コードを、スマートフォンのカメラで読み取ることで、お支払い(=電子クーポンの利用)が可能です。

お客様のスマホ画面



カメラで
2次元コードを読み取り

店頭レジ付近に
設置された
2次元コード



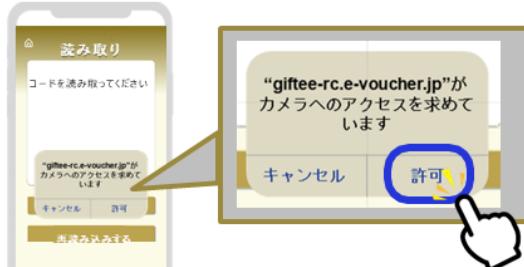
カメラの起動許可

iPhoneであればSafari, AndroidスマートフォンであればGoogle Choromeの設定で、カメラの使用許可が必要です。設定でお困りの場合は、電子クーポンTOP画面の「ヘルプ」をご確認ください。

電子クーポンTOP画面



読み取り画面



ご使用に関してのご注意

- 能登12市町に限り利用できます。
- 電子クーポン引換券は、利用額を使い切るまで破棄しないよう注意ください。
- 電子クーポンをチャージした画面を開じると、チャージされた状態は保持されず再度チャージを行う必要があります。
- 利用方法、有効期間及び加盟店（取扱店舗）の詳細については、ホームページをご確認ください。
- 電子クーポンの第三者への売買・譲渡・現金との引き換えはできません。
- 旅行を取り消した場合、必ず配付個所へクーポンをご返却ください。
- 本件の使用により、利用者に代わって加盟店（取扱店舗）が、利用額分の給付金を受け取ることを承認したものとみなします。

電子クーポン合算機能について

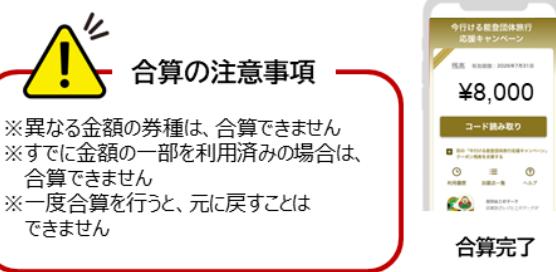
同じ券種同士は、残高の合算が可能です。



「残高を合算する」
をタップ

合算したい電子
クーポンチャージ後の
画面のURLをコピー
して貼り付ける

金額を確認し、
「合算」をタップ



2次元コードの読み取りができない場合

前出の注意点/設定をふまえても2次元コードをうまく読み取れない場合は、店舗に掲示の決済用2次元コードの下に記載されているパスコード(6桁の数字)をお支払い画面に入力し、決済してください。



読み取り画面



パスコードを
入力して支払う

パスコード入力画面



金額入力画面





事業に関する重要な報告などは「本キャンペーン公式サイト」に掲載するとともに、
ご登録いただいたメールアドレスにご連絡いたしますので、定期的にご確認をお願いいたします。